

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月14日 05時30分ごろ
発生場所	福岡県糸島市姫島南方沖 筑前姫島港東防波堤灯台から真方位182°700m付近 (概位 北緯33°33.6′ 東経 130°03.2′)
事故の概要	プレジャーボート幸風は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 幸風、5トン未満（長さ7.65m）
船舶番号、船舶所有者等	290-37556福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	推進器に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 低潮時 日出時刻：05時19分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、釣り場に向けて糸島市岐志漁港を出発した。</p> <p>船長は、本船が姫島東方沖を航行中、姫島沖の波が高いときには釣り場のある長崎県壱岐市壱岐島南東方沖の方が更に波が高くなることを知っていたので、姫島沖の波の状況を見て目的地を佐賀県唐津市加部島北方沖に変更し、姫島の南方沖を航行することとした。</p> <p>本船は、船長が操舵室の椅子に座って魚群探知機の水深表示を見ながら操船に当たり、手動操舵により、約14ノットの対地速力で西進中、姫島から南方に拡張する浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、姫島から南方に拡張する浅所域の存在を知らなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、本船を購入してから釣りに出るのが4回目であり、加部島北方沖の釣り場に行ったことがなかったので、経験の豊富な知人に同乗してもらっていたが、同知人は他の知人と話をしていて、見張りを行っていなかった。</p> <p>姫島南方沖には、姫島曾根灯浮標が敷設され、南方位標識（その標識の南方には、可航水域または航路の出入口、屈曲点、分岐点、合流点があることを示し、その標識の北方には、岩礁、浅瀬、沈船などの障害物があることを示す。）が表示されていたが、船長は、本事故当時、同灯浮標に気付かなかった。</p>
分析	本船は、船長が、魚群探知機の水深表示を見ていて見張りを適切に

	行っていなかったことから、姫島曾根灯浮標（南方位標識）を見落とし、姫島から南方に拡延する浅所域を航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、魚群探知機の水深表示を見ていて見張りを適切に行っていなかったため、姫島曾根灯浮標（南方位標識）を見落とし、姫島から南方に拡延する浅所域を航行し、本船が浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。